

日韓関係をめぐる 諸問題を検証する

◆特集にあたって

時あたかも「3・1独立運動」から一〇〇周年といういま、日韓関係が過去最悪の事態と言われる。保守層の一部では、あるうことか、「日韓断交」の言葉さえ飛びかっているという。

二〇一八年一〇月三〇日、韓国大法院は新日鉄住金の上告を棄却して、元徴用工の賠償請求を認容した原判決を確定させた。この判決は、韓国における三権分立が正常に作用していることを示すものでしかない。しかし、それ以来の急激な日韓関係の軋みである。

同年一月二一日には、日韓「慰安婦」合意（二〇一五年十二月二八日）によって設立された「和解・癒し財団」の解散が発表されて、同合意は事実上崩壊した。同月二九日には、三菱重工に対しても、新日鉄住金と同内容の徴用工事件判決の言い渡しがあった。

さらに、同年十二月二〇日には、韓国海軍の広開土国王艦から自衛隊機に対する「レ



ダー照射」があったとする問題が生じ、これが外交問題となって日韓関係の悪化に拍車がかかった。

その上、今年の二月七日には、韓国議会（審制）の文喜相議長が、天皇に対する元慰安婦への謝罪要求発言があったとして物議を醸すに至っている。

保守の朴槿恵大統領時代には、比較的「円満・良好」だった安倍政権との関係が、市民の「キャンドル革命」によって樹立された文在寅政権とは基本的に反りが合わないというべきか、軋轢が噴出している。

その軋轢が、日本国民のナショナリズムの古層を刺激し、韓国に対する排外・差別感情を醸成している点で、看過しがたい。冷静に、問題を歴史の根本から見つめ直さなければならぬ。

問題の根源は、旧天皇制日本による朝鮮植

民地化の歴史にある。そして、韓国の軍事独裁政権と日本の保守政権とで合意された、日韓の戦後処理の杜撰さにも大きな問題がある。また、現在進行しつつある、南北関係や米朝関係の大きな変化の反映という側面も見なければならぬ。

現在の日本国内の事態は、政府に煽られた形で、メディアや世論が韓国批判の論調一色に染められていると言って過言でない。対韓世論悪化の元凶は、明らかに日本政府である。本特集は、法律家の任務として、かつて日本の植民地支配時代に侵害され蹂躪された朝鮮・韓国人権回復の法理を再確認するとともに、これまでの日中・日韓の各戦後補償訴訟の到達点を踏まえて、政権のデマゴギーを許さない運動に役立てようとするものである。

本特集の構成は以下のとおりである。

◆巻頭論文として、和田春樹氏の「日・朝・韓関係の戦後史と現状」を掲載する。植民地支配を脱した韓国朝鮮が、東西対立の最前線として、朝鮮戦争を余儀なくされたところからの現代史を通過して、軋んだ現状の原因となった日韓、日朝の戦後補償問題の経過と、米国を含む現状の国際関係までを把握するためである。

◆次に、植民地支配の残滓を清算すべきでありながら不十分に終わった、「日韓の戦後処理の全体像と問題点」を、この点に精通している山本晴太弁護士が明らかにする。



◆日韓の請求権問題は、中国の戦後補償訴訟との共通点をもつ。その訴訟実務を担当した森田太三弁護士が、「中国人強制連行・強制労働事件の解決事例」を踏まえて、韓国徴用工問題解決への展望を語っている。

◆また「韓国徴用工裁判の経緯、判決の概要と今後の取り組みについて」は、専門実務家の立場から、川上詩朗弁護士が全体像を明確にしている。

◆梓澤和幸弁護士の「徴用工判決と金景錫事件」は、訴訟において和解による被害救済を実現した、貴重な実例の報告である。

◆大森典子弁護士「日韓合意の破綻——慰安婦問題と日韓関係」は、日本の朝鮮植民地支配時代の人権侵害を象徴する「慰安婦」問題における、二〇一五年合意の脆弱な弱点を指摘するものである。

◆最後に、韓国側の事情を中心に、「文政権と南北宥和——その対日政策への影響」について、東京都市大学・李洪千准教授に解説をお願いした。

以上のとおり、求めるところは人権尊重の原理が国境を越えた普遍性を有していることの再確認であり、日韓市民間の友誼と連帯を通じての北東アジアの平和の構築である。本特集が、その理解と運動に寄与することを強く願う。

〔法と民主主義〕編集委員会

弁護士 澤藤統一郎